

# 生駒市市民自治基本構想（案）

～ 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその考え方 ～

## 前 文

- ・市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等）
- ・目指すべき市民自治の都市像
- ・そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等）
- ・条例制定の目的

## 総 則

### 目的

- ・自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。
- ・自立した地域社会を創造する。

### 用語の意義

使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。

### 最高規範性・位置づけ

生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。

## 基本原則

### 情報共有・公開

参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに関われた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。

### 参画と協働の原則

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづ

くりに取り組むことを規定する。

## **市民**

### **まちづくり参画の権利**

まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。

### **まちづくりに関する市民の責務**

市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。

## **議会及び議員**

### **議会の役割と権限**

・市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。

・市議会は、法律(政令を含む。以下「法律等」という。)に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。

### **議会の責務等**

市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。

### **議会の会議・会期外活動**

市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開と

すること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。

### **議員の役割・責務**

市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。

## **市長及び職員**

### **長の責務**

市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

### **執行機関・職員の責務**

市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。

## **市政運営**

### **まちづくりに関する自治体の責務**

・まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。

・市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。

### **総合計画策定**

総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。

#### **説明責任**

市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。

#### **意思決定の明確化**

市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。

#### **行政組織・体制**

社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。

#### **職員政策**

市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。

#### **法務体制・法令遵守・公益通報**

・地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。

・市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。

#### **行政手続**

市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。

#### **危機管理**

市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。

#### **広聴応答義務**

市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。

#### **広聴対応機関**

市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。

#### **財務総則**

市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。

#### **予算編成・執行・決算**

市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。

#### **財産管理**

市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。

#### **財政状況の公表**

市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。

#### **評価実施・評価方法検討**

・市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。

・市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行

うよう改善に努めなければならないことを規定する。

### **(外部)監査**

市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。

## **参画、市民自治及び情報**

### **条例制定手続き**

・市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。

・条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。

### **計画策定段階の原則**

市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行うに当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表することを規定する。

### **計画策定手続き**

計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。

### **審議会等への参加・公開**

・市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。

・審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。

### **市民自治定義・原則**

- ・市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。

- ・市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。

### **市民自治に関する市民の役割**

市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力すべきことを規定する。

### **市民自治に関する自治体の役割**

市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要な応じて支援することを規定する。

### **市民自治協議会等**

一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。

### **市民投票原則**

市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。

### **市民投票要件**

- ・市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。
- ・市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

### **情報への権利**



市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。

### **情報共有制度**

市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。

### **情報収集・管理**

市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。

### **個人情報保護**

市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。

## **他自治体との連携・協力等**

### **他自治体住民との連携**

市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。

### **近隣自治体との連携**

市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。

### **広域連携**

市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。

### **国際交流及び多文化共生**

市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。

## **条例の見直し**

## 条例の見直し

時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直すことを規定する。